



保福 第 256 号
令和 3 年 8 月 6 日
(保健医療福祉課扱い)

各医療機関 管理者様

鹿児島県くらし保健福祉部長

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力をいただき感謝申し上げます。

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年10月15日付け厚生労働省医政局総務課等事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その3）」（令和2年10月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）などをお示ししているところです。

今般、県では令和3年8月6日をもって感染拡大の警戒基準をステージⅡからステージⅢへ引き上げ、同日から22日まで「爆発的感染拡大警報」を発令しました。

つきましては、上記通知の内容を御了知の上、感染拡大防止のための取組と適正な医療の提供に努めていただきますよう、お願ひいたします。

特に、上記令和2年10月2日付け事務連絡の3に規定する応招義務の解釈について、御理解の上で適切に御対応くださいますよう、お願ひいたします。

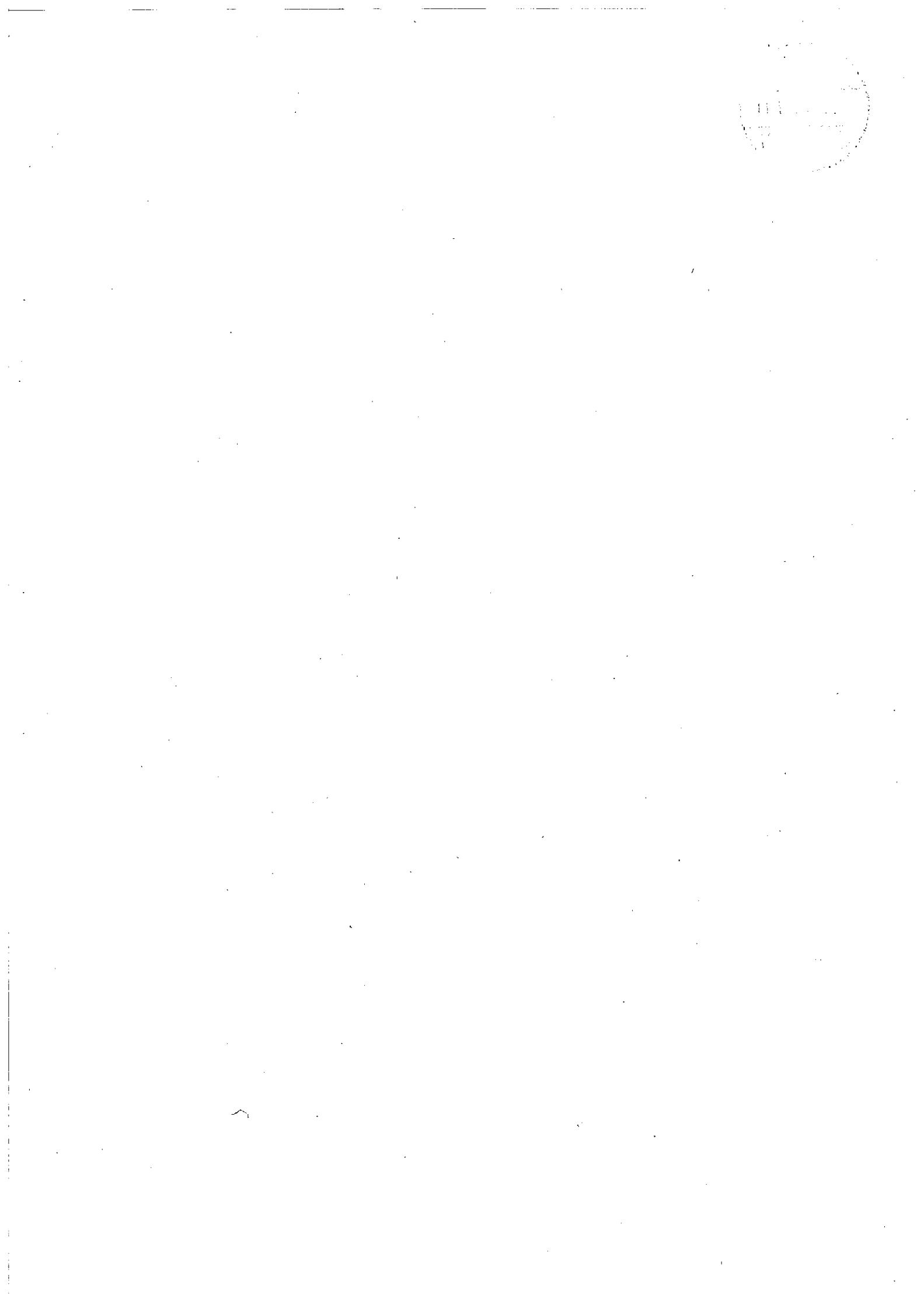
なお、「爆発的感染拡大警報」の発令に関する知事メッセージについて、併せて送付いたしますので、参考にしてください。

連絡先

保健医療福祉課医務係 佐師、原

電話：099-286-2707

E-mail imushika@pref.kagoshima.lg.jp



事務連絡
令和2年10月15日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その3）」（令和2年10月2日付け事務連絡）などでお示ししているところです。

今般、令和2年2月25日付け事務連絡を一部改正し、下記のとおりお示しします（改正箇所は下線部）。

各衛生主管部局におかれましては、内容を御了知の上、管内医療機関への周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 職員等への対応について

（1）職員のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け事務連絡）等を参照の上、対策を徹底すること。

(2) 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

ここでいう職員とは、医療従事者だけでなく、事務職等、当該医療機関のすべての職員やボランティア等を含むものとする。

(3) 厚生労働省で開発を進め、令和 2 年 6 月 19 日にリリースした「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID 19 Contact Confirming Application）」について、本アプリは利用者が増えることで感染拡大防止につながることが期待されており、別添資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知を行うこと。

(4) 従前よりお示ししているとおり、面会については、感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況等を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けることや、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断るといった対応を検討すること。

また、面会のやり方としてオンライン面会の実施等も考えられるので、検討すること。

(5) 取引業者、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことや、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断るといった対応を検討すること。

(6) なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、当該医師等を医療法施行規則第 19 条、第 21 条の 2、第 22 条の 2、第 22 条の 6 に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）別

表第1の4の項の中欄に掲げる施設（病院・診療所・助産所・衛生検査所・介護老人保健施設・介護医療院等）において医療行為等により生じた廃棄物は感染性廃棄物として、環境省が示している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル¹」（平成30年3月）に基づいて適切な方法で取り扱うこと。

また、上記以外の施設において生じた廃棄物は、感染性廃棄物には当たらないが、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン²」（令和2年9月）を参考にしつつ、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れてしっかりと縛って封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどして適切な処理を行うこと。

¹ <http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>

² http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf

2 患者等への対応について

医療機関における新型コロナウイルス感染症の疑いのある人や患者の診療時の感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その3）」（令和2年10月2日付け事務連絡）等に基づき、適切に対応すること。



事務連絡
令和2年10月2日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について
(その3)

新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療の際の感染予防策等については、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について(その2)」(令和2年6月2日付け事務連絡)において周知をお願いしているところですが、今般、抗原検査の検体として新たに鼻腔拭い液が追加されたこと等に伴い、下線部のとおり、一部の内容を変更しました。このため、帰国者・接触者外来のみならず、一般の医療機関（歯科医療機関も含む。）においても、内容について十分にご了知いただきたいため、関係者への周知をお願いします。

なお、下記の取扱いは現時点における新型コロナウイルスの知見をもとにまとめたものであり、今後取扱いに変更がある場合には追ってご連絡します。

記

1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策について

基本的に誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること。なお、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、2の検体の採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底を行っていれば、原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、濃厚接触者には該当しない。

2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）
を診察する際の感染予防策について

（1）各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・同患者から採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- ・医療従事者が同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・基本的にシーブズカバーをする必要はないこと。
- ・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

（2）その他

- ・原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、（1）に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

3. 応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項にお

ける診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。

(参考)

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）」
(2020年5月7日 日本環境感染学会)
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(2020年10月2日 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター)

以上



「ステージⅢ」への引き上げに関する鹿児島県知事メッセージ

新型コロナウイルス感染防止対策の県民の皆さまへのお願ひ

令和3年8月6日

(新型コロナウイルス感染症対策室)

■ はじめに

- 県民の皆さまの命を守るために、長期間にわたり日夜献身的に貢献していただいている医療従事者の皆さま方、そして感染防止にご協力いただいている全ての関係者、県民の皆さまに感謝申し上げます。

■ 感染状況

- 本県の感染状況については、感染拡大地域の方との接触等による感染がみられるほか、医療機関、接待を伴う飲食店等におけるクラスターの相次ぐ発生や、職場内での感染、家族間での感染、若年層への感染の拡がり等により、新規感染者は本日87人になるなど、かつてない勢いで感染が急激に拡大しています。
- 全国では、東京など首都圏を中心に、感染力の強いデルタ株への置き換わりが進み、新規感染者数が過去最多を記録するなど、感染が急激に拡大しており、東京都や大阪府などで、緊急事態措置、また、まん延防止等重点措置を実施していた福岡県も、先日、緊急事態宣言の発令を国に要請しております。
- 今後、夏休みやお盆時期の帰省による県外との人流増加等により、これまでにないスピードで感染が拡大することも予想され、感染者の急速な増加に伴い、本県の医療提供体制の逼迫が強く懸念されます。8月4日時点の病床使用率は37.2%と、ステージⅢの水準に達しております。

■ ステージ判断、爆発的感染拡大警報の発令

- このようなことから、専門家の意見を踏まえ、感染拡大の警戒基準における感染状況の段階をステージⅡからⅢに引き上げ、本日から8月22日まで「爆発的感染拡大警報」を発令します。
県民の皆さまにおかれましては、この期間はこれまで以上に危機感を持っていただき、一丸となって感染防止に取り組んでいただきたいと考えております。

■ 県外との往来、県外からの来県

- 県民の皆さまには、県外との不要不急の往来の中止・延期をお願いします。また、県外から来県予定の親族、友人の方にも、本県

の状況を踏まえ、不要不急の来県は中止・延期していただくようお願いかけをお願いします。

- 県外の方におかれでは、不要不急の来県の中止・延期をお願いします。一部の離島においては、来島自粛を呼びかけているところもありますので、ホームページ等で確認の上、来島自粛への協力をお願いします。
- なお、やむを得ない事情で来県する際には、来県前は会食など感染リスクの高い行動は控え、来県前にPCR検査を受けていただくようお願いします。ただし、PCR検査が陰性であっても油断することなく、感染防止対策を徹底するとともに、発熱症状など体調不良の場合は移動を控えてください。
- 8月中は、羽田空港及び伊丹空港で来県前にPCR検査を受ける場合の検査費用について助成を行っております。
また、航空会社等においても検査を行っておりますので、ぜひ来県前に検査をしていただくようお願いします。
県においては、更なる水際対策の強化のため、8月12日から鹿児島空港や鹿児島中央駅での来県者に対するPCR検査の調整を今、進めております。
- さらに、高校生等が各種大会に安心して参加できるよう、県外等のイベントに参加した学生などで希望される方には、引き続き、帰って来られた段階でPCR検査を行っております。このように、県では検査機会を増やし、感染防止の取組を進めておりますので、ご活用ください。
- 県外に行かれた方、県外から来られた方は、しばらく体調管理をしっかり行い、会食を避けるなど感染拡大防止のご協力をお願いします。また、家庭内でもマスクを着用するなど、家族への感染防止にもご協力ください。発熱等の症状がある場合は、きちんと診察・検査を受けてください。
- また、飲食業者や観光関連事業者の方々におかれでは、県外から来られた方々の利用も想定されることから、感染防止対策を徹底していただきますようお願いします。

■ 飲食店の営業時間の短縮

- 8月9日から8月22日までの2週間、感染者が非常に多くなっている鹿児島市の飲食店に対して20時までの営業時間の短縮要請をいたします。

- この期間、営業時間短縮の要請に応じていただいた事業者には、売上高等に応じて、協力金を支給することにいたします。
- なお、感染防止対策を徹底し、県の第三者認証を既に取得した店舗については、営業時間短縮要請に応じるか、あるいは通常営業するか、どちらかを選択できるようにいたします。

■ 飲食の場面

- 感染リスクが高い飲食の場面では、「店内をこまめに換気するなどの感染防止対策を徹底している店舗を選び、店舗の取組に協力する」、「少人数、短時間で開催する」、「会話時はマスクを着用し、食べながらの会話を控える（黙食、静食に努める）」、「大声を出さない」、「体調が悪い人は参加しない」など、感染リスクを極力低下させるよう心がけてください。

■ 第三者認証制度

- 飲食店の皆様におかれでは、利用される方が安心して飲食を楽しめるよう、是非、感染防止対策に係る第三者認証の取得をお願いします。また、宿泊施設の感染防止対策の認証制度も開始しましたので、是非、認証の取得をお願いします。
認証取得に必要な感染防止対策の取組に係る費用の支援も行っておりますので、こちらもご活用ください。

■ 飲食店を利用する皆様へ

- 県が発行している「ぐりぶークーポン」について、営業時間短縮要請の対象地域（鹿児島市）においては、20時以降はお店での利用自粛をお願いします。なお、20時までの時間と、デリバリー・テイクアウトでの利用は可能でございますので、飲食店の皆さまの厳しい状況をご理解の上、ご利用いただければと思います。

■ 県内の旅行について

- 県民向け観光需要喚起策「今こそ鹿児島の旅（第2弾）」については、国からステージⅡ以下の事業実施を条件とされていることから、旅行商品の新規販売を直ちに停止いたします。
なお、ステージⅡになりましたら、販売を再開いたします。
また、「かごしま旅クーポン」については利用の自粛をお願いいたします。

■ 新型コロナワクチン

- 新型コロナワクチンは、感染を防止し収束に向かわせる切り札であり、2回の接種によって、発症予防の高い効果が認められています。ご自身のためだけでなく、多くの方に接種を受けていただくこ

とにより、重症者や死者を減らし、医療提供体制の維持につながるものと考えております。

ワクチンの承認に際して、接種後に重大な副反応がないことが確認され、ワクチン接種が原因で、何らかの病気による死亡や不妊が増えるという知見はこれまで得られていないと聞いています。一日も早く安心・安全な日常を取り戻すため、特に若い方々で接種を希望する方の積極的なワクチン接種をお願いします。

- 各企業等におかれでは、職場における感染防止対策の観点から、ワクチンの接種や、接種後の体調に配慮し、体調を崩した場合にも活用できる休暇制度など、従業員の方が安心してワクチン接種ができる職場環境づくりをお願いします。

■ 家庭内

- デルタ株の影響もあり、家庭で感染する事例が増加しております。手洗いや定期的な換気、家庭内でも会話時はマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底してください。
- 家族がやむを得ず県外に往来するなど、家庭内での感染リスクの高い状況が生じた場合は、食事の時間を分ける、マスク会食に努めるなど、特に、感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

■ 感染対策集

- 今回、最近の感染事例から見る感染対策集を作成しましたので、日々の感染防止対策にご活用ください。

■ 事業者の感染防止

- 事業者の方は業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策を徹底していただくとともに、在宅勤務、時差出勤など、人との接触を低減する取組を行ってくださいようお願いします。

■ 最後に

- 現在、全国的に感染が急拡大している中、本県においても感染が一気に拡大するのではないかとの危機感を持っております。
本県は今まさに爆発的感染拡大を防止すべき大事な時期を迎えています。
県民の皆さまお一人お一人にも強い危機感を共有していただき、一丸となって感染防止のために行動していただくようお願いします。

- 県民の皆さまの行動が、自分や家族、友達、まわりの人を守ります。皆様のご協力なくしては、感染拡大をおさえることはでき

ません。この感染状況が落ち着くまで、県外への不要不急な往来は中止・延期してください。また、県外からの不要不急な来県も中止・延期していただくよう呼びかけてください。

- 全ての県民の皆さんにおかれましては、県内でも感染力の強いデルタ株による感染が拡がってことを認識し、感染リスクの高い場面をできる限り避けるとともに、手洗いや手指消毒、マスクの着用、換気の徹底など、基本的な感染防止対策を更に徹底していただくようお願いします。
- なお、このような状況でも、感染者やその家族、治療にあたっている医療機関とその関係者、ワクチンの接種ができない方や、接種しないことを選択した方等に対する不当な差別や偏見、いじめ等がないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。
- 県においては、市町村や医師会、看護協会など関係機関と連携し、県民の皆さまの命と健康を守るため、引き続き、重症と中等症の方は原則入院、無症状、軽症の方は自宅療養ではなく、宿泊療養とする医療提供体制を今後とも確保しながら、感染防止対策と社会経済との両立に取り組んでまいります。
繰り返しになりますが、県民一丸となった感染防止に向けた行動が必要だと思っております。皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

